

中津市障がい者等基幹相談支援センター運営事業委託業務仕様書

1 業務名

中津市障がい者等基幹相談支援センター運営事業委託業務

2 事業の目的

本事業は、中津市障がい者等基幹相談支援センターの設置及び運営に関する要綱（平成29年中津市告示第52号。以下、「要綱」という。）の規定に基づき、中津市障がい者等基幹相談支援センターの運営事業者（以下、「運営事業者」という。）が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

3 委託期間

委託期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、委託期間内であっても、運営事業者として適当でないと認める場合には、契約を解除することができるものとする。

4 委託料の支払い

委託料は原則として半年分を概算払いの方法により各年度の4月と10月に支払うものとし、支払金額に余剰金が生じた場合は、当該余剰金額を、精算完了後速やかに返還するものとする。なお、精算に際しては計画相談等の収入を含めて計算するものとする。

5 事業所の設置場所等

① 事業所の設置場所は市が準備した下記施設内とし、家賃は無料とする。

中津市沖代町1丁目1番11号 中津市教育福祉センター内

② 市は運営事業者に対し、別紙1に定める備品を無償で貸与するものとし、運営事業者は、善良なる管理者の注意義務を以て本備品を管理しなければならない。また、委託期間満了後は借り受けていた備品を市に返還するものとする。

6 サービス提供地域

サービス提供地域は、原則として中津市内とする。但し、運営事業者の判断により市外も対象とすることができるものとする。

7 サービス利用料金

運営事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者から利用料金（障害福祉サービス等に係る本人負担分を除く）を徴収することは出来ないものとする。但し、サービス提供地域外への移動等にかかる実費分については、この限りではない。

8 開所日及び開所時間

(1) 開所日は、原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する

法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は休みとすることができる。

- (2) 開所時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (3) 前号までの規定にかかわらず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）第 32 条第 2 項第 1 号に規定する障害者虐待防止センターの通報又は届出の受理については、24 時間 365 日の対応がとれる体制を構築するとともに、必要に応じて速やかに市と連携し、対応すること。

9 業務内容

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号に規定する相談支援事業

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑤ 専門機関の紹介

(2) 法第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センターに係る事業

- ① 総合的・専門的な相談支援
 - ワンストップ相談窓口としての機能を持たせ、既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている、あるいは福祉による支援に繋がっていないなど、支援困難な障がい者等への相談等、総合的・専門的な相談支援の実施。
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組み
 - ア 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（年 6 回以上の研修会の企画・運営、事例検討会の開催等）
 - イ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等
- ③ 市と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組
 - ア 自立支援協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組
 - イ 地域の相談機関との連携強化の取組
 - ウ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組
- ④ 権利擁護・虐待の防止
- ⑤ 上記の他、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うこととする
 - ア 成年後見制度利用支援事業
 - イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3

号、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 5 項第 2 号及び第 3 号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項に基づく相談等の業務

ウ 地域における相談支援に従事する者に対し、相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

エ 協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

(3) 法第 77 条の 2 第 5 項に規定する民生委員等との連携等

① 民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者（手話通訳者等）等に対する研修と連携

(4) 障害者虐待防止法第 32 条第 2 項に規定する事業

① 養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障がい者虐待に係る通報又は障がい者からの養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障がい者虐待を受けた旨の届出（以下、「通報等」という。）を受け付けるとともに、速やかに、当該障がい者の安全確認その他当該通報等に係る事実の確認をするための情報収集（訪問調査を含む。）を行い、本市及び障害者虐待防止法第 35 条の規定により本市と連携協力する者とその対応について、協議を行うこと。また、障がい者虐待対応の終結まで必要な対応をとること。

② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

③ 上記①及び②に係る内容について、本市指定の帳票又は記録を作成し、本市に提出すること。

④ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(5) 障がいを理由とする差別の解消の推進

① 障害者差別解消法第 14 条に規定する、相談及び紛争防止のための体制の整備として、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため市を含む関係機関と連携する。

② 障害者差別解消法第 15 条に規定する啓発活動として、障がいを理由とする差別の解消推進に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(6) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援すること。

(7) その他の業務

① 法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等に関連した業務。

ア 拠点コーディネーター及び関係機関と連携し、緊急時に際してのコーディネ

ート業務

イ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行・地域定着に向けた普及啓発等の取り組み

② 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 3 に規定する重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画

(8) その他

法第 5 条第 19 項に規定する地域相談支援、計画相談支援及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援を行う事業については、本委託業務に差し支えない範囲で実施するものとし、困難ケースの実施を主とすること。

10 職員体制

(1) 運営事業者は地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員として専門的職員を常勤換算で 6 名以上（うち 3 名以上は常勤の相談支援専門員）、補助的な業務に携わる職員を 1 名以上配置すること。なお、原則業務責任者として、常勤職員のうち 1 名を基幹相談支援センター長とすること。ただし、例外として基幹相談支援センター長が非常勤かつ兼務者であっても、不在時に別の相談支援専門員が存在し、基幹相談支援センター長に代わって業務が可能であり、業務に支障がない場合はその限りではない。

(2) 窓口開設時間内については、最低 1 名以上の職員を基幹相談支援センター事務室内に残し、相談業務等に対応できる体制をとること。

(3) 運営事業者は、専門的職員の資格として、主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等を配置し、専門的職員の半数以上は障がい者の相談・援助業務についての経験がある者とする。また、可能な限り主任相談支援専門員を配置すること。

11 運営に関する基本的事項

(1) 中津市障がい者等基幹相談支援センターの業務内容に基づき、中立・公平・効率的な事業運営を行うこと。

(2) 業務を担当する職員の資質向上を図ること。

(3) 運営事業者（退職者等を含む。）は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を、本業務の目的以外に使用し、又は、第三者に開示又は漏洩してはならない。

また、業務に使用するインターネット環境や電子機器に必要なセキュリティを確保するとともに、従事者に対しても情報漏えい対策の注意喚起を図ること。

(4) 運営事業者は、自立支援協議会において、事業の実績等の検証を受けること。

(5) 市の委託機関として、障害者差別解消法に基づき、市が作成した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する中津市職員対応要領（平成 29 年 3 月 1 日制定）」を遵守すること。

(6) 運営事業者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は、請け負わ

せてはならない。但し、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (7) 本業務に関して本市及び第三者に損害が発生した場合、運営事業者は、その一切の責任を負うこと。ただし、運営事業者に故意又は過失がない場合は、この限りではない。

12 諸記録及び帳票等の整備

- (1) 運営事業者は、基幹相談支援センターの事業に係る諸記録（相談受付票、ケース記録、業務日報・月報等）その他委託料の収支に関する帳票（委託費精算書、事業報告書等）を整備し、経理状況等を常に明らかにしておかなければならない。
- (2) 運営事業者は、諸記録及び帳票等を委託期間満了後 5 年間保管しなければならない。

13 連絡会議

- (1) 運営事業者は市職員との間で必要に応じて連絡会議を開催し、運営状況等について協議する。なお、協議の際には、前月分までの業務実績を取りまとめた報告書を市に提出した上で協議すること。
- (2) 月のスケジュール・運営上の留意点等について、市と情報を共有化すること。

14 業務の引継ぎ

運営事業者は、本事業の委託期間が終了するとき、又は委託契約が取り消されたときは、次の運営事業者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して運営事業者となった場合は、この限りではない。

15 その他

この仕様書に定めのない事項については、適宜、市と協議の上決定するものとする。

貸与備品

品名	備品番号	数量	型番	写真
コンタクトミーティングテーブル	7047	1	CN-5	
スタッキングチェア	16913 ~16914	2	ライオン No.725S	
サークルテーブル	7134	1	ライオン T18 MW- 900φ-TV- SI500H705	
会議用テーブル	5248	1	ライオン T18MW- 1200W 750D-MD- SI	
会議用チェア	16915 ~16918	4	ライオン No.1155F	
キャスターチェア	16619	1	アイリス HG-101PF	
片袖机	2889 ~2894	6	ライオン LT-107S-B-WW	
ビジネスチェア	16919 ~16924	6	ライオン No.290F	
両開き書庫	18640 ~18641	2	ライオン SVS-11H-W+SVS- B1	
引き違い書庫	番号無し	2	寄附物品	
引き違い書庫 (ガラス扉)	番号無し	1	寄附物品	

品名	備品番号	数量	型番	写真
カタログスタンド	24008	1	ライオン KS-37	
物品棚	17157 ~17158	2	ライオン KAN3355	
パネルスクリーン 間仕切 3 枚折	23733	1	ライオン PS-C1530N	
パネルスクリーン 間仕切 1 枚	23734	1	ライオン PC-C1512N	